

平成30年4月10日

保護者の皆様

新宮市立高田中学校

## 地震発生時における生徒に対する措置

地震発生時においては、大小にかかわらず風水害（台風等）のように一律に休校、自宅待機等の判断ができない場合が十分考えられますので、ご注意ください。

### 1. 登校前に発生した場合

- (1) 以下のいずれかの場合・・・自宅待機
  - ・強い揺れ、または通学路等に災害発生
  - ・その他、通学上危険と考えられる状況が発生
- (2) 上記以外の場合・・・自宅待機、または安全を確認し登校  
(保護者判断)

※一定の状況を確認後、登校・休校等については教育委員会と協議し、措置を講ずる。

### 2. 登校中に発生した場合

- (1) 登校した生徒については学校待機。  
以後の扱いについては3の授業中に準ずる。

### 3. 授業中に発生した場合

- (1) 強い揺れの場合
  - ・生徒の安全を確保し、原則として学校待機。
  - ・以後の措置については、市災害対策本部、教育委員会の協議により措置を講ずる。
- (2) 小さな揺れの場合など
  - ・一定の状況を確認後、教育委員会と協議し、措置を講ずる。

### 4. その他

- (1) 地域により被害状況が異なる場合も考えられ、それぞれの措置については適宜、市災害対策本部、教育委員会と連絡・協議により指示を受ける。
- (2) 東海地震発生に関する「警戒宣言」が発せられた場合も、上記の1～3に準ずるが、市災害対策本部の指示により適宜対処する。